

## 令和7年小布施町議会9月会議会議録

### 議事日程(第1号)

令和7年9月1日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 議案第36号 小布施町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第37号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第39号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 小布施町営水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 小布施町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 令和7年度小布施町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第45号 令和7年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第46号 令和7年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第47号 令和7年度小布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第48号 令和6年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第49号 令和6年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第50号 令和6年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第51号 令和6年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第52号 令和6年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第20 議案第53号 令和6年度小布施町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第21 決算審査報告
- 日程第22 議案第54号 小布施町道路線の認定及び廃止について
- 日程第23 陳情第1号 高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情
- 日程第24 議会報告第8号 定期監査の報告
- 日程第25 議会報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
12番	小淵晃君	13番	関悦子君
14番	小西和実君		

#### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大宮透君	副町長	田中洋友君
教育長	山崎茂君	総務課長	須山和幸君
企画財政課長	宮川伸幸君	住民税務課長	小林千枝君
健康福祉課長	原茂君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	山本順一君	子ども課長	益満崇博君
生涯学習課長	湯浅憲彦君	監査委員	持田宏君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	寺島文彦	書記	草間愉佳子
--------	------	----	-------

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

議員定数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただいまより令和7年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、9月会議と呼称いたします。

---

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小西和実君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

大宮町長、登壇願います。

大宮町長。

〔町長 大宮 透君登壇〕

○町長（大宮 透君） おはようございます。

令和7年小布施町議会9月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏も昨年同様、全国的に記録的な猛暑となりました。町でも8月下旬以降、朝晩は過ごしやすい日も増えつつありますが、まだまだ暑い日が続いております。

本日、9月1日は、防災の日であります。これから本格的な台風シーズンを迎えますが、町民の皆さんには、残暑が続く中での体調管理に十分にご留意いただくとともに、いざという災害への備えについても、備蓄品の把握や防災無線の受信確認など、可能な範囲での備えに取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

まず、地域防災及び環境に係る取組について申し上げます。

昨年、台風の影響を考慮して中止しました町総合防災訓練を9月7日、今週日曜日に実施をいたします。大勢の町民の皆さんの参加をお願いをいたします。また、防災訓練に先駆けて、災害リスクとそれに向けた対応について、全自治会の自主防災会役員を対象とした防災講習会を5月に開催をしました。引き続き、町の防災力向上のために、災害に即応できる体

制づくりを進めてまいります。

地域の脱炭素の推進や防災力の強化、電力価格高騰への対応等を目的として、町ではこれまで太陽光発電システムなどを設置する住宅に対して補助を行ってきましたが、本年7月からは補助金の交付対象を拡大し、町内の事業所に設置する場合やP P A事業者による設置も補助対象になりました。また、給湯と暖房といった熱エネルギー利用分野でもC O<sub>2</sub>削減を推進するため、太陽熱利用機器とペレットストーブに対する補助も新たに開始をしております。まだ、予算に余裕がある状況ですので、多くの町民の皆さんにご活用いただきますようお願い申し上げます。

定額減税に伴う不足額給付について申し上げます。

国の経済対策に基づいて、所得税及び個人住民税に係る定額減税が前年度、令和6年度に実施されました。その際、減税し切れないと見込まれる方に対して、減税し切れない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金を支給いたしました。令和6年分の所得税が確定したことに伴い、推計所得税で算定した調整給付金額に対して不足額が生じる方に、この不足分を給付するほか、前年度に定額減税の対象外となった事業専従者の皆さんを対象に追加給付を実施してまいります。

今会議で関連する補正予算の審議をお願いいたしますが、お認めいただき次第、対象となる皆さんに確認書等の書類を郵送させていただき、給付の事務を進めてまいります。

都市公園、都市計画及び景観まちづくりについて申し上げます。

都市公園では、令和6年度から繰越しました小布施総合公園E T C入り口の公衆トイレの改築が去る8月28日に完了し、利用可能な状況となりました。工事期間中には利用者の皆さんに大変ご不便をおかけしました。引き続き、修繕計画に基づき施設の整備を進めてまいります。

都市計画、景観では、令和6年度末で改定しました都市計画マスタープランと景観計画の中で、今後の都市づくり、まちづくりの方針を決定し、これに基づき市街化区域内農地の保全、活用を検討してまいります。あわせて、改定内容につきましては、9月下旬から始まる町政懇談会においても、各自治会の皆様に丁寧に説明をしてまいります。

道路、水路、河川及び上下水道について申し上げます。

道路、水路事業につきましては、緊急度、優先度の高いものから地元要望も考慮し、計画的な整備を進めてまいりました。引き続き、安心・安全に暮らせるインフラ整備を進めてまいります。

河川では、令和元年の台風19号による甚大な被害に遭い、令和2年1月に国が取りまとめた信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにより整備が進んでおりました千曲川堤防強化工事が、本年5月に完成をいたしております。災害対策の強化に尽力をいただいております千曲川河川事務所の皆様に、改めて感謝を申し上げる次第です。町としましては、引き続き、千曲川の洪水時の水位低下のための立ヶ花狭窄部及び小布施地籍内の河道掘削の推進を要望し、早期に工事が進むよう国に働きかけてまいります。

上下水道関係では、昨年の4月から公共下水道事業、また農業集落排水事業の公営企業会計がスタートしております。引き続き、上下水道運営審議会を開催し、水道料金、上下水道使用量の見直しの検討を行い、持続可能な上下水道サービスの提供のため、安定した経営に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、産業振興について申し上げます。

7月から8月にかけて、高温と少雨の影響により千曲川の水位が下がり、延徳田んぼへの取水が困難な状況が続きました。町では、小布施土地改良区と協力して取水用の応急ポンプや中継ポンプを複数台設置したり、真引川から取水できるよう県に要請するなど、用水の確保に努めてまいったところです。

また、畑かんについても例年より多くの散水が行われましたが、玉伸びが悪く日焼け気味の果樹が多い、そのようなお話もお聞きしております。水稻の生育が順調に進み、また渇水の影響による被害が大きくなることを願うとともに、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

最近、町内や町周辺部において、熊や猿の目撃情報が多数寄せられております。猿は中松地籍や町中心部の小布施地籍で、熊は高山村との境付近や松川河川敷で目撃をされております。

人的被害や農産物への影響、大きな被害は今のところ確認されていませんが、熊や猿を見かけてもまずは落ち着いて、大声を出したり急に動いたりせずにゆっくりとその場を離れ、建物や車の中へ避難するようにしていただきたいと思います。また、家に入られないように戸締まりに注意するとともに、家の周りには餌になるようなものを置かないように、くれぐれも注意していただくようお願いいたします。

健康福祉について申し上げます。

7月から母子手帳アプリ「おぶせっ子」を新たに導入しました。お子さんの生年月日等を登録いただくことで、予防接種時期や健診、イベントなどをお知らせするもので、8月25日

現在ではありますが、80人ほどの皆様にご利用いただいております。こちら実は親御さんだけでなく、例えば子育てに関わるおばあさん、おじいさん、祖父母の皆様にも同じようにお孫さんの生年月日等登録いただくと同様の情報が確認できますので、積極的に多くの皆様にご利用をお願いしたいと思います。

町では、毎月第一木曜日に認知症の人やその家族、ボランティア等地域の皆さんが交流できるオレンジカフェくりんこを千年樹の里健康福祉センターで開催しております。9月は4日木曜日に開催しますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

さらに、9月は認知症月間ということで、21日の日曜日には、認知症の状態にある人がホールスタッフを務めるイベント型のレストラン「注文をまちがえる料理店」、こちら全国的に有名なイベントになっていますけれども、全国一斉イベントとして「ゆるっとカフェ」を千年樹の里健康福祉センターで開催をいたします。

注文と違うものが届いても、こっちもおいしそうだし、ま、いっかとお互いに笑い合えるようなことを目指すイベントで、全国三十数か所で行われるものです。小布施では、食べ物と飲み物をセットで注文を受けるカフェとして実施をしております。事前予約が必要となっておりますが、多くの皆さんの参加をお待ちしております。

町では、認知症に対する正しい知識を持ち、適切な対応を学び、ご本人やご家族を応援したいという人を対象に、「認知症サポーター養成講座」を開講し、受講をお勧めしております。地域包括支援センターでは、認知症の疑いがあるご本人やそのご家族からの相談を随時受け付けておりますので、気になる方はぜひご相談をいただけたらと思います。

9月は毎年敬老行事として、ご長寿の皆さんをお祝いし、百賀と男女最高齢者の方を訪問させていただきます。

今年度、米寿を迎える方79名、白寿が13名、百賀7名、百賀超の方が14名いらっしゃるということです。最高齢は105歳をお迎えになられます。謹んで、皆様の長寿をお祝い申し上げます。

次に、教育、文化について申し上げます。

8月14日から20日までの日程で、第13回H L A B O B U S Eサマースクールが開催されました。

今年は、県内外から62名、うち町内からは2名の高校生が参加し、H L A Bの理念である多様性、人種、国籍、文化の違いだけではない物事の見方や考え方に触れ、広い視野を得る機会になったものと思います。

子供たちの心身の健全育成を目的に、9月14日、第43回小山田杯少年少女球技大会を開催します。競技種目は昨年と同様、ポッチャで行います。今年も小・中学生が大会を通じて楽しく交流ができるようにとの思いから、小学生の部と中学生の部に分けずに実施をしております。13育成会、37チームの約170人の子供たちが参加を予定しており、議員各位には、大会の様子をご覧いただくとともに、子供たちへの声援をぜひお願いいただければ幸いです。

町内のスポーツ選手が世界、全国大会で活躍されています。スラックラインのワールドカップの優勝やパラアイスホッケー世界選手権への出場、バドミントンでの全国大会銅メダルの獲得、ほかにも水球、ダンス、空手、卓球、中学生、高校生のバレーボールなど、多岐にわたる種目に多くの皆さんが世界、また全国大会に出場し、たくさんの町民の皆さんに勇気と感動を与えていただいております。町としましても、世界や全国の舞台上で活躍する町民の皆さんを様々な形で応援しております。

高井鴻山記念館では、9月6日に「妖怪夜会」を開催します。これは、ふだん高井鴻山記念館との接点のない方々が、高井鴻山や記念館の存在を知ることがを目的に、町民有志の皆さんと連携して毎年企画開催しているものです。今年度は、昨年度まで実施をしておりました肝試しの実施方法から変更を加えまして、蔵の中でスタンプ巡りを行ったり、また幟の広場で妖怪コンテスト、ダンス披露と屋台が出て飲食の提供を行います。多くの皆様の参加をお待ちしております。

本日提出いたしました議案は、一部改正条例8件、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算4件、令和6年度一般会計及び特別会計等決算認定6件、町道路線の認定及び廃止1件の計19件であります。

令和6年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算について簡単にご説明を申し上げます。

一般会計は、歳入総額71億6,431万3,000円、歳出総額67億3,009万8,000円で、前年度と比べ歳入で3億1,525万4,000円の増、歳出で2億2,253万9,000円の増となっており、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は4億3,421万5,000円となっております。

令和7年度への繰越事業に充当すべき一般財源は1億1,251万1,000円となり、歳入歳出差引額からこれらを差し引いた実質収支額は3億2,170万4,000円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の総額は、歳入が26億9,513万円、歳出が25億5,202万1,000円となっておりまして、前年度と比べ歳入で3%の増、歳出で1.5%の増となっております。

このほかの議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

以上、よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

なお、9月会議の最終日に人事案件などの追加提出を予定しておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（小西和実君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情の受理について報告いたします。

令和7年8月12日付で、長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫君ほか5名から、高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情の提出がありました。

陳情書は、お手元へ配付いたしました印刷分のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西和実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 山 崎 博 雄 議員

4番 小 倉 繭 議員

以上の2名を指名いたします。

---

◎審議期間の決定

○議長（小西和実君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

福島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福島浩洋君登壇〕

○議会運営委員長（福島浩洋君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

9月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日9月1日から9月19日までの19日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

議会運営委員長、福島浩洋。

○議長（小西和実君） お諮りいたします。9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長報告のとおり、9月19日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

---

◎議案第36号～議案第43号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第3、議案第36号から日程第10、議案第43号までは、条例に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第36号から議案第40号について、理事者から提案理由の説明を求めます。  
須山総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第36号から議案第40号の説明が終わりました。

続いて、議案第41号、議案第42号について、理事者から提案理由の説明を求めます。  
山本建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第41号、議案第42号の説明が終わりました。

続いて、議案第43号について、理事者から提案理由の説明を求めます。  
須山総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第43号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号から議案第43号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号から議案第43号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第11、議案第44号 令和7年度小布施町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

宮川企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第44号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第45号～議案第47号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第12、議案第45号から日程第14、議案第47号までは、令和7年度小布施町特別会計等補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第45号から議案第47号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

原健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第45号から議案第47号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号から議案第47号は、予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第15、議案第48号 令和6年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

宮川企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第48号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第49号～議案第51号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第16、議案第49号から日程第18、議案第51号までは、令和6年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定に関する関連議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第49号から議案第51号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

原健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長（小西和実君） 以上で議案第49号から議案第51号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号から議案第51号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号から議案第51号は、予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第52号、議案第53号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第19、議案第52号、日程第20、議案第53号は、令和6年度小布施町企業会計の利益の処分及び決算認定に関する関連議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第52号、議案第53号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

山本建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第52号、議案第53号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号、議案第53号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号は、予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は13時5分を予定しております。

ご苦労さまです。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時05分

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎決算審査の報告

○議長（小西和実君） 日程第21、決算審査の報告を行います。

監査委員に決算審査の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） お疲れさまです。

それでは、令和6年度の小布施町一般会計・特別会計決算審査意見書をご覧ください。よろしくお願いたします。

それでは、まず、1ページ目ご覧いただきたいと思います。

令和6年度小布施町決算審査意見書ということで、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査を行った結果が次のとおりであります。

1番、審査の概要ですが、審査の期日は記載のとおりでございまして、この記載以外に、毎月例月の出納検査を行っております、その日程でも併せて実施しております。

(2)、審査の場所が、小布施町役場、町出先機関及び工事等施工場所、3番、審査の対象は以下のとおりでございまして、下から3行目の地方自治法第233条第1項に規定する書類というのは、これは会計管理者から提出されました決算書類のことです。その後、その次の地方自治法第241条第5項に規定する書類、これは基金に関する書類のことです。

続いて、2番として、審査の主眼点。

各会計の決算、同事項別明細、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状

況等に関する計数、帳票、証拠書類、事務処理等について審査いたしました。

次の2ページ目からですが、3番として、審査の結果。

各会計の決算総括から始まって、9ページまでの計数が記載されております。これですが、先ほど来担当者の方から随時説明ございましたので、二度手間、重複しますので省略いたします。特に、ここに書いてある会計区分と歳入額、歳出額、差引額というのと、その(2)の昨年、令和6年度、令和5年度の比較の部分で、その増減額とか増減率、その関係で構成比も載っておりますので、その金額の大きいものとか増減率の大きいものについては着目して見ていただければいいと思います。9ページまでは、そういうことで割愛いたします。

続いて、10ページ目です。

10ページ目、(3)の一般会計歳入歳出決算から始まって、4の国民健康保険特別会計、随時ありまして、先ほど来、最後に水道事業会計と下水道事業会計が決算についてご説明がありましたので、これについても一部重複するしますので、これについても省略いたします。

続いて、13ページ目に移りますが、ご覧いただきたいと思います。

真ん中のちょっと下の(10)財務分析比率についてですが、令和6年度普通会計の主な財務指標は、財政の弾力性を示す経常収支比率が90.5%、前年度は87.9%、借金返済の重さを示す実質公債費比率が5.4%、前年は5.6%、財政の堅実度を見る実質収支比率が9.1%、前年が9.0%。第三セクター等の負債も含めた町の将来にわたる負債の規模を示す将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源額が上回っているため、数値はないと。昨年度もありません。そして、また財政力指数は0.40で、昨年、前年も0.40ということでございます。

さて、予算に対し、おおむね堅実かつ順調に行財政運営が行われたものと認められました。行政需要は、多様化かつ複雑化しております。少子高齢化による人口減少が進む中で、物価高騰等社会経済情勢の変化の影響により、一層厳しい行財政運営が続くと懸念いたします。

また、次のページ14ページに移りますが、不測の事態、予期せぬ自然災害などにも適時、適切に対応していく必要があります。人口減少社会に合わせた建物の増改築、道路や橋梁、上下水道などのインフラの改修についても事業課題が控えております。

今後の財政運営は、以前厳しい状況となることが予想されるため、町債残高の縮減や基金の確保など持続可能な財政基盤の構築に向けて、限られた財源を効果的に活用し、真に必要なとする町民サービスを提供しながら、健全財政の堅持とさらなる住民福祉の向上に取り組まれることを切望いたします。長期展望を見据え、緊急性や安全面等、優先順位を考慮した住民に寄り添った事業を推進していただきたいと思います。

以上、令和6年度一般会計、国民健康保険特別会計ほか2件の特別会計、水道事業会計ほか1件の公営企業会計について審査した結果、決算計数には異常はなく、適法かつ適正であることを認めました。

令和7年8月27日、小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、小湊 晃。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員の報告が終わりました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第22、議案第54号 小布施町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第54号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

山本建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第54号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第23、陳情第1号 高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、福祉教育常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、議案付託一覧表のとおり、福祉教育常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議会報告第8号の報告

○議長（小西和実君） 日程第24、議会報告第8号 定期監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、令和7年度定期監査報告のつづりをご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページ目から申し上げますのでご覧ください。

第1、定期監査。

1、監査の対象及び範囲、これは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務事業に関し、地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況を監査いたしました。

2番として、監査の期日及び実施部署ですが、7月9日の水曜日、健康福祉課から以下始まって、右の2ページ目の8月1日金曜日の備品検査、現場検査ということで、監査の期日及び実施部署となります。

3の監査の方法については、省略します。

4番、監査の着眼点ですが、監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理が経済的より少ない費用で実施すること、効率的、同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ること、かつ効果的、所期の目的を達成していること、または、効果を上げていることに行われているかどうかを主眼として実施いたしました。また、業務の増加による職員の負担増加を軽減する必要性や職場環境に着眼して監査に当たりました。

以下、主に着眼したのは、(1)の文書事務から、次のページ3ページの(2)の備品管理、(3)補助金等の交付、(4)契約事務、それと、右の4ページの(5)の財産管理の1から5までに着眼して監査をいたしました。内容は省略します。

それで、4ページ目の5、監査の結果です。

対象とした町部局及び教育委員会を含む全ての課等の事務事業は、おおむね適正に執行されていましたが、後に述べる事項については、改善・検討の必要があると認められたので、適正な措置を講じられたいと思います。

第2として、指摘事項及び所見ですが、(1)共通事項、ア、財政状況、それと、イの未納に対する対応、これについては、また読んでいただければということと、省略いたしますので、5ページに移ってください。

5ページの上には未納額状況一覧表が載っております。これもまた見ておいてください。

それと、ウの職員の業務量の増大への対応について、5ページの下段です。

職員の1人当たりの業務負担の軽減と、町民サービスの向上及び組織として機能する体制を整えるため、積極的な職員採用を行っています。令和4年度末が109人が、令和5年4月は127人で18人増、令和6年4月は134人で7人増、令和7年4月139人で5人増となっておりまして、それとまた、年次休暇の取得現状を見ますと、1人当たりの平均取得日数は、令和4年度が10.3日、令和5年度が10.9日、令和6年度が11.6日となって、若干増えてはいます。

それと、年間取得が5日未満の職員数は令和4年度が22名、令和5年度は18名から令和6年度には16名と、これは当然少なくなって、徐々に改善傾向にあるものの、まだ十分な休暇

が取得できているとは言えません。心身のリフレッシュ等を図るためにも、休暇の取得を促進されたいと思います。

また、1人当たりの月間平均時間外在庁時間は、令和4年度の35時間から令和5年度では30時間、令和6年度には27.5時間に短縮となりましたが、部署により差はあります。依然として長時間労働が常態化していると認められるため、個々の適切な健康管理をする上で、日頃から安定した勤務形態のマネジメントをお願いしたいところであります。以下省略します。

それと、エの監査資料の精度についても省略いたします。

(2) 各課・各係での指摘事項及び所見ですが、まず、総務課の総務係のアの職員研修についてですが、新入職員に対する基礎研修をはじめとして、職員の意識改革と能力、資質向上、組織風土改革のため、また、町民サービスの向上を目指して職員研修が実施されております。

各種研修の参加人数は、令和4年度515人、令和5年度648人、令和6年度878人と増加はしています。しかしながら、研修の内容や学んだことが実践されなければ研修の効果が十分に発揮されません。目指すべきは学ぶことだけではなく、学んだことを現場で実践し成果を出すことです。職員の育成というのは、自律させること、自分で自分自身を成長させられること、自分でやる気になれる、自分で気がつく職員にする、自分でもっと学びたい職員を育てることであり、そのための研修であると思います。この点を意識して研修に参加していただきたいと思います。

続いて、7ページに入っていますが、イの年次有給休暇の取得状況、時間外勤務の実態についても、また後でご覧ください。省略します。

続いて、危機管理係、防災機能、アの防災機能の強化と危機管理体制の整備について、これについても省略をさせていただきます。

それで、イの須坂市消防本部小布施分署の移転新築に伴う駐車場問題として、庁舎西側駐車場の計画地を前提に進められていますが、今後問題となるのは、庁舎駐車場の不足であります。現状においても、庁舎内での各種会議、研修、教室、相談など重複した場合には、駐車場が慢性的に不足しております。何かしらの対応策の検討をお願いしたいと思います。

続いて、広報情報係、アの情報発信の充実、情報施策の推進について、イのDXの推進について、それと、次の8ページ目の中段のウの基幹系システム標準化対応について、これについても省略させていただきます。

住民税務課、住民係、窓口対応についてですが、引き続き、迅速、正確で丁寧な対応によ

り、町民サービスの向上に努めていただきたいと思います。住民係は、総合窓口的な役割も担っており、より一層適切な対応と効率的な事務処理を図っていただきたいと思います。

イのマイナンバーカードの交付事務についても省略をさせていただきます。

次の9ページにいきます。

9ページ、ウのごみの減量・分別・リサイクルについても省略いたします。

続いて、税務係です。アの町税等未納の対応について、これは4行目からちょっと読みますが、引き続き、納付相談を続けて明確な方針と的確な対応によって、収納率アップと未納額回収促進につなげていただきたいと思います。長期化・高額化・固定化しないよう、引き続き適切な対応に心がけてほしいと思います。

イの滞納者の情報共有についてと、ウの課税課税チェック体制の構築についても省略いたします。

会計室、アの会計業務運営について、収入支出等が法令や財務規則、予算に基づき適正な処理がなされているかの審査や会計資料等の適切な管理と迅速な会計処理が行われております。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

イの口座振込手数料の有料化及び納付書による収納手数料の値上げについて、これについても省略します。

続いて、10ページに移ります。

企画財政課、企画交流課のふるさと納税促進事業についてですが、4行目からですが、今後の寄附額については頭打ちになることが予想され、今後の戦略の立て直しが必要となることなので、なお一層の工夫・改善に努めていただきたいと思います。

自家産品基準の誤申請が判明しましたが、今後、説明会を開催し、制度の周知を図り、定期的な調査、認識の把握、確認を徹底していただきたいと思います。

続いて、イの多岐にわたる取扱業務の効率的かつ効果的な取組についてですが、それと、ウの各種補助金、助成金の見直しについても省略をさせていただきます。

続いて、財政係の10ページの下の方の財政係です。アの町有財産の有効活用について、公共施設個別施設計画、借地の見直し等も省略いたします。

続いて、11ページ目に移ります。

11ページ目、イの適正な財政運営と財政の健全化について、これについても、また後でもうちちょっと説明しますので省略します。

次に、環境ランドデザイン推進室、これも省略いたします。

健康福祉課、地域福祉係の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金、それと、イの各種給付事業や支援事業についても省略、割愛させていただきます。

12ページ目に移ります。

高齢者福祉係、アの高齢者福祉施策の充実、それと、イの介護保険事業の推進、高齢者福祉の充実についても省略をいたします。

続いて、地域包括支援センターです。一般会計として、アの施設の管理運営についてというところで、健康福祉センター、ボランティアセンターの管理運営を業務としてますが、利用が1,228回、延べ1万2,002人と、それと、ボランティアの活動推進事業、3団体559人及び介護予防支援事業、要支援認定者数が133人を重点的に取り組まれました。引き続き、安定した運営に心がけていただきたいと思います。

介護保険特別会計ですが、これについても省略いたします。

続いて、健康係、健康づくりの推進について、各種検診の実施で町民検診受診者とか、令和5年度と令和6年度の比較を、その次の高齢者健診受診者とかいろいろと載せて、去年との、昨年と比較を載せてあります。これについては、次の13ページの4行目ぐらいに、多岐にわたる業務遂行でありますけれども、集団検診の受診者数は微増しております。また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、国保年金係、これについては、アの国民年金、後期高齢者医療、国民健康保険事業の効果的、効率的な実施をお願ひしたいということで、引き続き対応に心がけていただきたいと思いますということと、イの後期高齢者医療保険料未納について、特に延滞繰越分、これも増えてきていますので、きめ細かな対応に心がけていただきたいと思いますということです。

続いて、13ページの中頃の建設水道課、都市建設係で、アの道路・水路・河川の維持管理について、6行目から諸物価高騰等影響により、これまでのような事業量の確保が困難となることが懸念されることから、国・県補助金歳入の積極的な確保に努めるために、様々な角度から適切かつ効果的な整備手法を検討して、町民の安全で安心な生活環境の確保に取り組み、引き続き適切な対応をお願ひしたいと思ひます。

イの専門業務に伴う人材確保についても省略いたします。

続いて、14ページ目に移ります。

ウの小布施総合公園の維持管理、整備について、通年にわたり小布施総合公園の維持管理を行っていただいております、また老朽化した公園各施設の更新を修繕計画に基づき実施しております、良質な公園環境が維持されております。しかしながら、公園内の広範囲の区域で、憩い

の場になっている修景池内に堆積した汚泥などによる悪臭や水面の黒い浮遊物などの汚れで、利用者に不快感を与えていると思います。漁業組合と担当課役場職員やボランティアの職員により、池の清掃やコイの間引きが行われ少し改善されましたが、まだ一層の本格的な対応が必要だと思っています。

それと、総合公園の南側のポプラ並木が強風により1本倒れたことを受けて、約20本を病虫害などによる衰弱が激しいということで、倒木の危険性を踏まえて、早期伐採されたことは英断だと思います。まず、できることからやるという姿勢、優先順位を考えた動きが早く、早期対応には感心いたしました。

それと、エの国道403号整備計画等については省略します。

続いて、上下水道係、水道施設、下水道施設の適切な維持管理及び更新。職員による週一、二回程度の巡回、専門業者による定期的な保守点検を行って、既に施設の状況を把握するとともに、引き続き維持管理及び更新を適正に行っていただきたいと思っています。社会インフラの老朽化による不良箇所については、重大事故の要因になり得ることから、早期発見、早期対応に努めるとともに、事業費予算の確保や職員体制の整備に努めて、安全で安心な町民生活の確保に取り組まれたいと思います。

イの水道事業、下水道事業の経営戦略の改定についても省略します。

次に、15ページ目に移ります。

産業振興課、農業振興係、アの遊休農地、イの凍霜害対策等の支援事業、それと、商工振興係、アの北斎館前トイレの整備、イの商店街活性化事業等、全て割愛させていただきます。

続いて、15ページ下の教育委員会に移ります。

子ども課、学校教育係、学校管理と施設等の環境整備について、栗ガ丘小学校、小布施中学校の学校施設の老朽化に伴う対応については、引き続き計画的な対応と着実な実施に取り組んでいただきたいと思っています。

それと、16ページにいて、なお、以前小・中学校に配置のあった地域おこし協力隊について、教員の負担軽減やICT支援のための配置を再検討願いたいと思います。

続いて、イの栗ガ丘小学校運営全般について、それと、ウの小布施中学校運営全般について、それで、一番下のエの育英金貸付基金についても省略いたします。

続いて、17ページに移ります。

子ども家庭支援係、アの子ども家庭支援センターの運営について、イの認定こども園栗ガ丘幼稚園、それと、ウのわかば保育園、つすみ保育園、エンゼルランドセンターについても、

割愛、内容については省略いたします。

エの小布施町立保育所等整備検討についてですが、町立保育所の在り方や整備の方向性、特に老朽化による建て替えが急務になっているつすみ保育園建設に係る新園舎等の配置及び規模など施設等の施設・整備の整理、検討が必要となつて、整備検討委員会で7回の会合を開いたと、小布施町立保育所等整備基本構想策定に向けた方針案の内容を確認されたということで、基本構想、基本計画を策定して、令和8年度中に基本設計などを行う予定ということでございます。子供たちの安心・安全な保育環境や成長を支える施設・整備を実現するための重要な事項です。今後も、関係者、保護者、保育士などの意見要望をしっかりと確認して、慎重に進めていただきたいと思います。

続いて、18ページの教育委員会、生涯学習課、生涯学習・スポーツ振興係は、ちょっと省略させていただきます。

その5行目に、「小布施中学生地域クラブ事業」ということで、9クラブがあつて、会員数が164人、指導者数が45人では、中学生が地域スポーツや文化・芸術活動等の活動に親しむ環境を整備すること並びに教職員の働き方改革を進めるために重要な事業であります。引き続き、適切な対応をお願いしたいと思います。

続いて、文化・芸術振興係です。これについては、高井鴻山記念館とかおぶせミュージアム・中島千波館、歴史民俗資料館、それと、文書館の担当部署です。これについては、令和5年度と比較して、全ての館で増加しております。努力の成果もあるかと思ひます。工夫・改善もしてきたということの中での結果を出しております。

続いて、18ページの下の議会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局のア、議場の改善についてです。引き続き、議場の音響システムについて、議会運営に支障が出ないよう早期に更新されるようお願いしたいと思います。今日の午前中もちょっと調子悪かったですしね。

なお、エアコン未設置ですけれども、本会議場の使用日数はここ3年間の平均が23日であり、夏場は短期間のため、議会だけで使用するには費用対効果で問題あるということです。議場を多目的に使用する例もあり、有利な財源などを活用するなど検討を進めていただきたいと思います。

イの議会日より、ウの議会のデジタル化については省略します。

続いて、19ページの監査の総括です。

これについても、6行目から言いますと、その結果の概要は前述のとおりであり、町行政

全般に係る事業に執行は、当初の予算計画に沿って、おおむね円滑かつ順調に実施され、適正に処理されております。妥当・健全なものと認められました。

それで、以下、何行か省略いたしまして、これで最後になりますが、監査全般にわたっての意見としまして、1番、先行きが不透明な社会情勢、気候変動による自然災害等、町民の暮らしを取り巻く環境は大きく変動しています。このような時代の変化の中、各種施策などで町長はじめ、職員の方々においては町民のために日々ご尽力されていることに敬意を表します。

小布施町は、令和6年度に町制施行70周年を迎えました。社会情勢の変化とともに、多様化・複雑化する地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるための指針となる第7次小布施町総合計画の策定も行われました。20ページに移ります。引き続き、町民のさらなる福祉・生活の向上、また安心・安全な暮らしを守りながら、今後も適正な事務の執行と健全な行財政運営に努められるようお願いいたします。

それで、2番としては、小布施町職員の業務負担の軽減ですが、徐々に改善傾向にあるものの、まだ道半ばだと思います。業務量の適正把握と事務分担の平常化、人員の適正配置、職員の健康管理、業務改善、職場環境の改善等を着実かつ適正に実行して、効果的な対応を引き続き行っていただきたいと思います。

3番として、町民からより信頼される行政運営を行っていただくためには、基本的に地方自治法をはじめとする関係法令、それと議会で成立した条例、それと自治法に基づいて町長が制定した規則に基づいて、個別具体的な業務を遂行することが行政の基本であります。この基本に立ち返り、法令、条例、規則等に基づいた事務の執行体制を確立することが求められています。各事務のマニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解、人事異動に当たっての確実な事務引継ぎが不可欠であります。その上で、業務手順の見直しや修正を行うなど、誤りの未然防止とミスが起きた場合のミス起こらないための防止策、ミスが起きたときの防止策というか、それについても対応に努めていただきたいと思います。

4番として、老朽化したインフラ等の公共施設の更新を多く控えている状況にあります。このような状況に対して、適切な対応と多額の経費が必要とされているため、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立させるよう、引き続き町税等の自主財源の確保に努め、最少の経費で最大の効果が発揮できる行政事務の執行を期待しています。

5番として、住み心地、住民の居住満足度や、住みやすさ、生活利便性などを総合的に判断したのが、甲信越、長野県版ともに、小布施町が1位になりました。行政サービスや親し

みやすさへの評価が高いということで、町内外ともイメージアップにつながったことは喜ばしいことです。一時期、イメージダウン、小布施町にありましたけれども、ここでイメージアップに徐々につながっているということは非常に喜ばしいことです。

最後となりますが、今後もさらに信頼され、役に立つことのできる監査の実施に心がけてまいります。

以下、ちょっと省略して、そして、先ほどやりました検査審査の報告と今回の定期監査報告ですね。今回は非常に省略することが多かったのですが、詳しく確認したい方は、このテレビを見た後にでも小布施町のホームページに載りますので、またご覧いただければと思います。

令和7年8月21日、小布施町監査委員、持田 宏、同じく、小布施町監査委員、小渕 晃。  
以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、定期監査の報告を終わります。

---

#### ◎議会報告第9号の報告

○議長（小西和実君） 日程第25、議会報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

これをもって、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分